

## II. 排水に係る基準

### 1. 水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質汚濁防止法により、特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)からの排水は、排出基準を遵守することが義務付けられており、有害物質と生活環境に係る一律基準が定められています。ダイオキシン類にはダイオキシン類対策特別措置法による特定施設と排出基準が定められています。

群馬県条例による排水基準は、有害物質については一律基準と同様ですが、生活環境項目についてはいくつかの上乗せがあり、かつ条例に基づく水質特定施設に対してホルムアルデヒドが横乗せになっています。

表1 有害物質に係る一律基準 昭和46年総令35号別表第1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジモン及びEPNに限る)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀、 その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ホリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L

1. 「検出されないこと」とは、排水基準に係る検定方法(昭和49年環告64号)による結果が定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素についての排出基準は改正政令施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。

有害物質の種類	許容限度
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じた もの、亜硝酸性窒素及び硝酸 性窒素の合計量100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

表2 生活環境に係る一律基準 昭和46年総令35号別表第2

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域以外5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均120)mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120)mg/L
浮遊物質(SS)	200(日間平均150)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L

項目	許容限度
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120(日間平均60)mg/L
燐含有量	16(日間平均8)mg/L

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

3. pH及び溶解性鉄についての排出基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

4. pH、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン及び全クロムについての排出基準は改正政令施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

5. BODについての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODについての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

7. 燐含有量についての排出基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

表3 ダイオキシン類水質排出基準 平成11年総令67号別表第2

特定施設の種類の	許容限度
令別表第二第一号から第十九号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L

表4 特定地下浸透水に係る検出されるとする濃度 平成元年環告39号別表

有害物質の種類	検出されるとする濃度	有害物質の種類	検出されるとする濃度
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L
シアン化合物	0.1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L
有機燐化合物 (パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びEPNIに限る)	0.1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005mg/L
鉛及びその化合物	0.005mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L	チウラム	0.0006mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L	シマジン	0.0003mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L	チオベンカルブ	0.002mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L	ベンゼン	0.001mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L	セレン及びその化合物	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L	ほう素及びその化合物	0.2mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L	ふっ素及びその化合物	0.2mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素0.7mg/L 亜硝酸性窒素0.2mg/L 硝酸性窒素0.2mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L	クロロエチレン	0.0002mg/L
		1,4-ジオキサン	0.005mg/L

表5 水質汚濁防止法地下水浄化基準 昭和46年総令2号別表第2

有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
シアン化合物	検出されないこと	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
有機燐化合物 (パラチオン・メチルパラチオン・メチルジメトン及びEPNIに限る)	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L
鉛及びその化合物	0.01mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L
砒素及びその化合物	0.01mg/L	チウラム	0.006mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L	シマジン	0.003mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L
トリクロロエチレン	0.01mg/L	セレン及びその化合物	0.01mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	ほう素及びその化合物	1mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量 10mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	クロロエチレン	0.002mg/L
		1,4-ジオキサン	0.05mg/L

「検出されないこと」とは、第九条の四の規定に基づく方法(平成8年環告55号)による結果が定量限界を下回ることをいう。

表6 水質汚濁防止法及び群馬県条例排水基準(排水基準、特定排水規制基準、特定排水基準)

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例第2条 別表 他)

	工場・事業場												下水道に接続している場合
	日平均排水量	特定事業場 (排水基準)				水質特定事業場 (特定排水規制基準)			その他の工場・事業場 (特定排水基準)				
		豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房		30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 未満	豚房・牛房・馬房以外		豚房・牛房・馬房		
	30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 未満	30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 未満	30m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 未満	10m <sup>3</sup> 以上	10m <sup>3</sup> 未満		
カドミウム及びその化合物	0.03				0.03			-					
シアン化合物	1				1			-					
有機リン化合物	1				1			-					
鉛及びその化合物	0.1				0.1			-					
六価クロム化合物	0.5				0.5			-					
砒素及びその化合物	0.1				0.1			-					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005				0.005			-					
アルキル水銀化合物	検出されないこと				検出されないこと			-					
ポリ塩化ビフェニル	0.003				0.003			-					
トリクロロエチレン	0.1				0.1			-					
テトラクロロエチレン	0.1				0.1			-					
ジクロロメタン	0.2				0.2			-					
四塩化炭素	0.02				0.02			-					
1,2-ジクロロエタン	0.04				0.04			-					
1,1-ジクロロエチレン	1				1			-					
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4				0.4			-					
1,1,1-トリクロロエタン	3				3			-					
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				0.06			-					
1,3-ジクロロプロパン	0.02				0.02			-					
チウラム	0.06				0.06			-					
シマジン	0.03				0.03			-					
チオベンカルブ	0.2				0.2			-					
ベンゼン	0.1				0.1			-					
セレン及びその化合物	0.1				0.1			-					
ほう素およびその化合物	10(*1)				10			-					
ふっ素及びその化合物	8(*1)				8			-					
アンモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(*1)				100			-					
1,4-ジオキサン	0.5				0.5			-					
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下				5.8以上8.6以下			5.8以上8.6以下					
生物化学的酸素要求量(BOD)	25	60	80	-	25	60	-	25	60	80	-		
化学的酸素要求量(COD)	25	60	80	-	25	60	-	25	60	80	-		
浮遊物質(SS)	50	70	120	-	50	70	-	50	70	120	-		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5				5			-					
(動物植物油脂類)	30				30			-					
フェノール類含有量	1				1			-					
銅含有量	3				3			-					
亜鉛含有量	2(*1)				2			-					
溶解性鉄含有量	10				10			-					
溶解性マンガン含有量	10				10			-					
クロム含有量	2				2			-					
大腸菌群数	[3,000]				[3,000]			-					
窒素含有量	120[60](*1)				120[60]			-					
燐含有量	16[8](*1)				16[8]			-					
ホルムアルデヒド*	-				10			-					
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L(*2)												

1.単位はmg/L以下(ただし、pHは単位無し、大腸菌群数は個/cm<sup>3</sup>以下)、[ ]は日間平均値。  
 2.排水基準は、浄化槽法第2条第一号に規定する浄化槽において処理された排水を除く排水について適用する。  
 3.pH及び溶解性鉄についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。  
 4.砒素、pH、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン及び全クロムについての排水基準は改正政令施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。  
 5.pHについての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場及び改正政令施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。  
 6.BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。  
 7.窒素含有量についての各基準は、阿賀野川水系に係る河川、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水については適用しない。  
 8.燐含有量についての排水基準は、信濃川水系に係る河川及びこれらに流入する公共用水域(反湖及びこれらに流入する公共用水域を除く)に排出される排水については適用しない。  
 9.(\*1)は、業種により暫定基準の適用がある。  
 10.(\*2)ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二第一号から第十九号までに掲げる施設から排出される水に係る排水基準。

下水道関係法令の施行期日

表7 水質汚濁防止法施行令に基づく特定施設 昭和46年政令188号列表第1

1. 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 選鉱施設 <b>ロ</b> 選炭施設
1-2. 畜産農業又はホービース業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
<b>ロ</b> 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
<b>ハ</b> 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2. 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
<b>ハ</b> 湯煮施設
3. 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 水産動物原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 脱水施設 <b>ニ</b> ろ過施設 <b>ホ</b> 湯煮施設
4. 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 搾施設 <b>ニ</b> 湯煮施設
5. みそ、しょう油、食用ドレッシング、ケチャップ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 湯煮施設 <b>ニ</b> 濃縮施設 <b>ホ</b> 精製施設 <b>ヘ</b> ろ過施設
6. 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7. 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設(流送施設を含む。)
<b>ハ</b> ろ過施設 <b>ニ</b> 分離施設 <b>ホ</b> 精製施設
8. <b>イ</b> 若しくは菓子の製造業又は製餅業の用に供する粗製あん、沈でんそう
9. 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10. 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設(洗びん施設を含む。)
<b>ハ</b> 搾汁施設 <b>ニ</b> ろ過施設 <b>ホ</b> 湯煮施設 <b>ヘ</b> 蒸りゆう施設
11. 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 搾施設 <b>ニ</b> 真空濃縮施設 <b>ホ</b> 水洗式脱臭施設
12. 動物性油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 搾施設 <b>ニ</b> 分離施設
13. <b>イ</b> ーホ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 洗浄施設 <b>ハ</b> 分離施設
14. でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料浸せき施設 <b>ロ</b> 洗浄施設(流送施設を含む。)
<b>ハ</b> 分離施設 <b>ニ</b> 洗だめ及びこねに類する施設
15. ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> ろ過施設 <b>ハ</b> 精製施設
16. めん類製造業の用に供する湯煮施設
17. 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18. <b>イ</b> インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18-2. 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 湯煮施設 <b>ハ</b> 洗浄施設
18-3. たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 水洗式脱臭施設 <b>ロ</b> 洗浄施設
19. 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> まゆ湯煮施設 <b>ロ</b> 副産物処理施設 <b>ハ</b> 原料浸せき施設 <b>ニ</b> 精練機及び精練そう <b>ホ</b> シロカット機 <b>ヘ</b> 漂白機及び漂白そう <b>ト</b> 染色施設 <b>チ</b> 染抜機 <b>リ</b> のり抜き施設
20. 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 洗毛施設 <b>ロ</b> 洗化炭施設
21. 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 湿式紡糸施設 <b>ロ</b> リッター又は未精練繊維の薬液処理施設 <b>ハ</b> 原料回収施設
21-2. 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パガー
21-3. 合板製造業の用に供する接着機先洗浄施設
21-4. パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 湿式パガー <b>ロ</b> 接着機先洗浄施設
22. 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 湿式パガー <b>ロ</b> 薬液浸透施設
23. パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料浸せき施設 <b>ロ</b> 湿式パガー <b>ハ</b> 碎木機 <b>ニ</b> 蒸解施設 <b>ホ</b> 蒸解後夜濃縮施設 <b>ヘ</b> チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 <b>ト</b> 漂白施設 <b>チ</b> 抄紙施設(抄造施設を含む。)
<b>リ</b> セロハ製紙施設 <b>ヌ</b> 湿式繊維板成型施設 <b>ル</b> 廃ガス洗浄施設
23-2. 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 自動フィルム現像洗浄施設 <b>ロ</b> 自動感光薬付印刷版現像洗浄施設
24. 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> ろ過施設 <b>ロ</b> 分離施設 <b>ハ</b> 水洗式破砕施設 <b>ニ</b> 廃ガス洗浄施設 <b>ホ</b> 湿式集じん施設
25. 水銀電解法による苛性ソーダ又は苛性灰の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 塩水精製施設 <b>ロ</b> 電解施設
26. 無機染料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 洗浄施設 <b>ロ</b> ろ過施設 <b>ハ</b> メカス無機染料製造施設のうち、遠心分離機 <b>ニ</b> 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 <b>ホ</b> 廃ガス洗浄施設
27. 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> ろ過施設 <b>ロ</b> 遠心分離施設 <b>ハ</b> 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 <b>ニ</b> 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 <b>ホ</b> 無水ナトリウム酸製造施設のうち、塩酸回収施設 <b>ヘ</b> 青酸製造施設のうち、反応施設 <b>ト</b> よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 <b>チ</b> 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 <b>リ</b> ハリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 <b>ヌ</b> 廃ガス洗浄施設 <b>ル</b> 湿式集じん施設
28. カーボン法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 湿式アセチレン発生施設 <b>ロ</b> さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 <b>ハ</b> ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 <b>ニ</b> アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 <b>ホ</b> 塩化ビニルモノマー洗浄施設 <b>ヘ</b> クロレンモノマー洗浄施設
29. エポキシ樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> ベンゼン類硫酸洗

浄施設 <b>ロ</b> 静置分離器 <b>ハ</b> タール酸-ナトリウム硫酸分解施設
30. 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 蒸りゆう施設 <b>ハ</b> 遠心分離機 <b>ニ</b> ろ過施設
31. <b>イ</b> メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 <b>ロ</b> ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 <b>ハ</b> フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32. 有機染料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> ろ過施設 <b>ロ</b> 染料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 <b>ハ</b> 遠心分離機 <b>ニ</b> 廃ガス洗浄施設
33. 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 縮合反応施設 <b>ロ</b> 水洗施設 <b>ハ</b> 遠心分離機 <b>ニ</b> 静置分離器 <b>ホ</b> 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 <b>ヘ</b> シリプロレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 <b>ト</b> 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 <b>チ</b> ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 <b>リ</b> 廃ガス洗浄施設 <b>ヌ</b> 湿式集じん施設
34. 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> ろ過施設 <b>ロ</b> 脱水施設 <b>ハ</b> 水洗施設 <b>ニ</b> テックス濃縮施設 <b>ホ</b> スチレン-ブタジエンゴム、ニトリル-ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35. 有機医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 蒸りゆう施設 <b>ロ</b> 分離施設 <b>ハ</b> 廃ガス洗浄施設
36. 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 硫酸分離施設 <b>ロ</b> 廃ガス洗浄施設 <b>ハ</b> 湿式集じん施設
37. 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいひ、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 洗浄施設 <b>ロ</b> 分離施設 <b>ハ</b> ろ過施設 <b>ニ</b> アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 <b>ホ</b> アトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テフロン酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設 <b>ヘ</b> アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 <b>ト</b> イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 <b>リ</b> 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 <b>ヌ</b> シロヘキサノール製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 <b>ル</b> トリレンジアミン又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 <b>オ</b> ルマルバフェン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設 <b>ク</b> プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 <b>コ</b> メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気濃縮施設 <b>サ</b> メチルタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 <b>シ</b> 廃ガス洗浄施設
38. 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料精製施設 <b>ロ</b> 塩析施設
38-2. 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
39. 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 脱酸施設 <b>ロ</b> 脱臭施設
40. 副産物処理業の用に供する蒸りゆう施設
41. 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 洗浄施設 <b>ロ</b> 抽出施設
42. セラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 石灰づけ施設 <b>ハ</b> 洗浄施設
43. 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44. 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 原料処理施設 <b>ロ</b> 脱水施設
45. 木材化学工業の用に供するフルアル蒸りゆう施設
46. 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 水洗施設 <b>ロ</b> ろ過施設 <b>ハ</b> ドリン製造施設のうち、濃縮施設 <b>ニ</b> 廃ガス洗浄施設
47. 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 動物原料処理施設 <b>ロ</b> ろ過施設 <b>ハ</b> 分離施設 <b>ニ</b> 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)
<b>ホ</b> 廃ガス洗浄施設
48. 火薬製造業の用に供する洗浄施設
49. 農薬製造業の用に供する混合施設
50. 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51. 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 脱水施設 <b>ロ</b> 原油常圧蒸りゆう施設 <b>ハ</b> 脱硫施設 <b>ニ</b> 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 <b>ホ</b> 潤滑油洗浄施設
51-2. 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3. 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するテックス成型型洗浄施設
52. 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 洗浄施設 <b>ロ</b> 石灰づけ施設 <b>ハ</b> タンニンづけ施設 <b>ニ</b> ゴム浴施設 <b>ホ</b> 染色施設
53. ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 研磨洗浄施設 <b>ロ</b> 廃ガス洗浄施設
54. セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 抄造施設 <b>ロ</b> 成型機 <b>ハ</b> 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55. 生セメント製造業の用に供するパッチャプラント
56. 有機質砂カーマ材製造業の用に供する混合施設
57. 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58. 薬業原料(ろくろ薬原料を含む。)の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> 水洗式破砕施設 <b>ロ</b> 水洗式分別施設 <b>ハ</b> 酸処理施設 <b>ニ</b> 脱水施設

59.砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .水洗式破砕施設 <b>ロ</b> .水洗式分別施設
60.砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61.鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .ガール及びガス液分離施設 <b>ロ</b> .ガス冷却洗浄施設 <b>ハ</b> .圧延施設 <b>ニ</b> .焼入れ施設 <b>ホ</b> .湿式集じん施設
62.非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .還元そう <b>ロ</b> .電解施設(溶融塩電解施設を除く。) <b>ハ</b> .焼入れ施設 <b>ニ</b> .水銀精製施設 <b>ホ</b> .廃ガス洗浄施設 <b>ヘ</b> .湿式集じん施設
63.金属製品製造業又は機械器具製造業武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .焼入れ施設 <b>ロ</b> .電解式洗浄施設 <b>ハ</b> .ガム電極又は鉛電極の化成施設 <b>ニ</b> .水銀精製施設 <b>ホ</b> .廃ガス洗浄施設
63-2.空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3.石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64.ガス供給業又はホークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .ガール及びガス液分離施設 <b>ロ</b> .ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64-2.水道施設(水道法昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日あたり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)) <b>イ</b> .沈でん施設 <b>ロ</b> .ろ過施設
65.酸又はアルカリによる表面処理施設
66.電気めっき施設
66-2.エレンコサイト又は1,4-ジシヤノの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66-3.旅館業(旅館業法昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいうの用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .ちゅう房施設 <b>ロ</b> .洗たく施設 <b>ハ</b> .入浴施設
66-4.共同調理場(学校給食法昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。))に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積以下単「 <b>ロ</b> 」総床面積)と「 <b>ロ</b> 」が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66-5.弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66-6.飲食店(次号及び66号の7に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66-7.そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない(飲食店(次号に掲げるものを除く。))に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66-8.料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67.洗たく業の用に供する洗浄施設
68.写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2.病児(医療法昭和23年法律第205号)第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。))で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .ちゅう房施設 <b>ロ</b> .洗たく施設 <b>ハ</b> .入浴施設
69.と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2.中央卸売市場(卸売市場法昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。))に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)) <b>イ</b> .卸売場 <b>ロ</b> .卸売場
69-3.地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2項に規定するものを除く。))をいう。))に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)) <b>イ</b> .卸売場 <b>ロ</b> .卸売場
70.廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70-2.自動車分解整備業(道路運送車両法昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。))の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71.自動式車両洗浄施設
71-2.科学技術(人文科学のみに係るものを除く。))に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .洗浄施設 <b>ロ</b> .焼入れ施設
71-3.一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。))である焼却施設
71-4.産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。))のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者)及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))をいう。))が設置するもの <b>ロ</b> .廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71-5.リチウムイオン、ニッケル水素、ニッケル金属、ニッケル金属、ニッケル金属による洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71-6.リチウムイオン、ニッケル水素、ニッケル金属、ニッケル金属、ニッケル金属による蒸留施設(前各号に該当するものを除

く。)
72.し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73.下水道終末処理施設
74.特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。))の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

## 表8 群馬県条例に基づく特定施設

(群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第7)

1.電気機械器具製造業(乾電池製造業に限る。))の用に供する混合施設
2.金属製品製造業(トワイヤー製造業に限る。))の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .研磨施設 <b>ロ</b> .塗装被膜施設
3.化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの <b>イ</b> .ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 <b>ロ</b> .縮合反応施設(ホルムアルデヒド、同重合品及び同誘導品を使用するものに限る。))
4.ボタ製造業の用に供する乾式浸せき施設(ホルムアルデヒドを使用するものに限る。))

## 表9 ダイオキシン類対策特別措置法施行令に基づく特定施設 平成11年政令433号別表第2

1.硫酸塩(バルブ(クワフトバルブ)又は亜硫酸塩(サルファイトバルブ))の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2.カーバイトアセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3.硫酸カルシウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4.アルミ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5.担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。))の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6.塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7.プロラクタムの製造(塩化ニトロソルを使用するものに限る。))の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .硫酸濃縮施設 <b>ロ</b> .シロキサン分離施設 <b>ハ</b> .廃ガス洗浄施設
8.クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .水洗施設 <b>ロ</b> .廃ガス洗浄施設
9.4-クロロフェノール(水素ナトリウム)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .ろ過施設 <b>ロ</b> .乾燥施設 <b>ハ</b> .廃ガス洗浄施設
10.2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .ろ過施設 <b>ロ</b> .廃ガス洗浄施設
11.8-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジントロ「 <b>ロ</b> 」 $3,2-b:3',2'-m$ リフエノジオキサジン(別名ジオキサジン「 <b>ロ</b> 」イレット、 <b>ハ</b> において単「 <b>ロ</b> 」ジオキサジン「 <b>ロ</b> 」イレット)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 <b>ロ</b> .ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 <b>ハ</b> .ジオキサジン「 <b>ロ</b> 」イレット洗浄施設 <b>ニ</b> .熱風乾燥施設
12.アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .廃ガス洗浄施設 <b>ロ</b> .湿式集じん施設
13.亜鉛の回収(製鋼)の用に供する電気炉から発生する(はいじん)であって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。))の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .精製施設 <b>ロ</b> .廃ガス洗浄施設 <b>ハ</b> .湿式集じん施設
14.担体付き触媒(使用済みものに限る。からの金属の回収(ノグダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))に限る。))の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .ろ過施設 <b>ロ</b> .精製施設 <b>ハ</b> .廃ガス洗浄施設
15.大気施設の5.に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの <b>イ</b> .廃ガス洗浄施設 <b>ロ</b> .湿式集じん施設
16.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17.フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。))の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。))の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .プラズマ反応施設 <b>ロ</b> .廃ガス洗浄施設 <b>ハ</b> .湿式集じん施設
18.下水道終末処理施設(水質施設の1.17.及び19.に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む)下水を処理するものに限る。)
19.水質施設の1.17.までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(水質施設の1.17.までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限る。))の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>イ</b> .水質施設の1.18.に掲げる施設を除く。)

## 2.下水道法

下水道法により、終末処理場を有する公共下水道の利用者は下水道に放流する場合、基準に適合するように水質を管理するよう定められています。製造業及びガス供給業には( )内の基準値まで上乗せできることとされています。

表1 下水排除基準 昭和34年政令147号

項目	特定施設の設置者		特定施設を設置していない者	
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
温度	45(40)°C未満		45(40)°C未満	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125)mg/L未満		380(125)mg/L未満	
水素イオン濃度(pH)	5(5.7)超～9(8.7)未満		5(5.7)超～9(8.7)未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)mg/L未満		600(300)mg/L未満	
浮遊物質(SS)	600(300)mg/L未満		600(300)mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L以下		5mg/L以下	
(動植物油脂類含有量)	30mg/L以下		30mg/L以下	
窒素含有量	240(150)mg/L未満		240(150)mg/L未満	
燐含有量	32(20)mg/L未満		32(20)mg/L未満	
沃素消費量	220mg/L未満		220mg/L未満	
ガミウム及びその化合物		0.03mg/L以下		
シアン化合物		1mg/L以下		
有機燐化合物		1mg/L以下		
鉛及びその化合物		0.1mg/L以下		
六価クロム化合物		0.5mg/L以下		
砒素及びその化合物		0.1mg/L以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L以下		
アルキル水銀化合物		検出されないこと		
ホリ塩化ビフェニル		0.003mg/L以下		
トリクロロエチレン		0.1mg/L以下		
テトラクロロエチレン		0.1mg/L以下		
ジクロロメタン		0.2mg/L以下		
四塩化炭素		0.02mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L以下		
チウラム		0.06mg/L以下		
シマジン		0.03mg/L以下		
チオベンカルブ		0.2mg/L以下		
ベンゼン		0.1mg/L以下		
セレン及びその化合物		0.1mg/L以下		
ほう素及びその化合物		10mg/L以下		
ふっ素及びその化合物		8mg/L以下		
1,4-ジオキサン		0.5mg/L以下		
フェノール類		5mg/L以下		
銅及びその化合物		3mg/L以下		
亜鉛及びその化合物		2mg/L以下		
鉄及びその化合物(溶解性)		10mg/L以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)		10mg/L以下		
クロム及びその化合物		2mg/L以下		
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L以下		

「検出されないこと」とは、下水の水質の検定方法(昭和37年厚・建令1号)による結果が定量限界を下回ることをいう。

### 3.群馬県廃棄物処理施設維持管理基準

群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準において、廃棄物処理施設管理者は、表に掲げる項目について決められた頻度で測定し、規定する許容限度に適合するように維持管理を行わなければなりません。

安定型産業廃棄物の最終処分場からの浸透水を公共用水域に放流する場合は、**BOD20mg/L以下、COD40mg/L以下及び地下水基準**に掲げる基準値に適合するように維持管理することが定められております。中間処理施設の排水処理設備からの放流水、一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場の浸出液処理設備からの放流水について、排水を公共用水域に放流する場合は、排水基準に適合するように維持管理することが定められています。

排水あるいは浸透水を地下に浸透させる場合は、有害物質について検出されないこと、及び生活環境項目について排水基準の許容限度に適合することが定められており、下水道に放流する場合は、下水道法又は、放流する下水道の管理者が定めた値に管理することが定められています。

**表1 地下水基準** (観測井戸水、周縁地下水、周辺地下水、安定型産業廃棄物の最終処分場からの浸透水)  
群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準(平成18年3月制定)

測定項目	基準値	頻度
A アルキル水銀	検出されないこと	Bの電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定する。 Aの項目について6ヶ月に1回以上(埋立地上流井戸については1年に1回以上)測定する。  地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、知事の承認を受けた場合は、この限りではない。
A 総水銀	0.0005mg/L以下	
A カドミウム	0.003mg/L以下	
A 鉛	0.01mg/L以下	
A 六価クロム	0.05mg/L以下	
A 砒素	0.01mg/L以下	
A 全シアン	検出されないこと	
A ホリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
A トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
A テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
A ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
A 四塩化炭素	0.002mg/L以下	
A 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
A 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
A 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
A クロロエチレン	0.002mg/L以下	
A 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
A 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
A 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
A 1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
A チラウム	0.006mg/L以下	
A シマジン	0.003mg/L以下	
A チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
A ヘンゼン	0.01mg/L以下	
A セレン	0.01mg/L以下	
A ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	
B 電気伝導率	-	安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水の水質検査をAの項目について1年に1回以上、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)(又は化学的酸素要求量(COD))、浮遊物質量(SS)及び窒素含有量(T-N)について1月に1回以上行う。(埋立処分が終了した埋立地においては、3ヶ月に1回以上)
B 塩化物イオン	-	
pH	-	
BOD	20mg/L	
COD	40mg/L	
SS	-	
T-N	-	
安定型産業廃棄物最終処分場に遮水工又は浸出液処理設備を設けた場合においては浸出液及び放流水の水質検査をAの項目について1年に1回以上、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)(又は化学的酸素要求量(COD))、浮遊物質量(SS)及び窒素含有量(T-N)について1月に1回以上行う。		

表2 排水基準

群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準(平成18年3月制定)

測定項目	許容限度	頻度
A 鉛及びその化合物	0.03mg/L以下	中間処理施設の排水処理設備において、処理する前の水質及び処理した後の水質の検査をAの項目について1年に1回以上、Bの項目について1月に1回以上行う。
A シアン化合物	1mg/L以下	
A 有機燐化合物	1mg/L以下	
A 鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	
A 六価クロム化合物	0.5mg/L以下	
A 砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	
A 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	
A アルキル水銀化合物	検出されないこと	
A ホリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
A トリクロエチレン	0.3mg/L以下	
A テトラクロエチレン	0.1mg/L以下	一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場の浸出液処理設備において、処理する前の水質及び処理した後の水質の検査をAの項目について1年に1回以上、Bの項目について1月に1回以上行う。
A ジクロロメタン	0.2mg/L以下	
A 四塩化炭素	0.02mg/L以下	
A 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
A 1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	
A 1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	
A クロロエチレン	0.02mg/L以下	
A 1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	
A 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	
A 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
A 1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L以下	Bの項目の、BOD、CODについては、放流先によりどちらかを行えばよい。
A チラウム	0.06mg/L以下	
A シマジン	0.03mg/L以下	
A チオベンカルブ	0.2mg/L以下	
A ベンゼン	0.1mg/L以下	
A セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	
A ほう素及びその化合物	10mg/L以下	
A ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	
A アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L以下	
B 水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下	
B 生物化学的酸素要求量(BOD)	25mg/L以下	地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、知事の承認を受けた場合は、この限りではない。
B 化学的酸素要求量(COD)	25mg/L以下	
B 浮遊物質(SS)	50mg/L以下	
A ルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	5mg/L以下	
A ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	30mg/L以下	
A フェノール類含有量	1mg/L以下	
A 銅含有量	3mg/L以下	
A 亜鉛含有量	2mg/L以下	
A 溶解性鉄含有量	10mg/L以下	
A 溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	
A クロム含有量	2mg/L以下	
A 大腸菌群数	3000個/cm <sup>3</sup> 以下(日間平均)	
B 窒素含有量	120mg/L以下(日間平均60)	
A 燐含有量	16mg/L以下(日間平均8)	
A ホルムアルデヒド	10mg/L以下	
A ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	